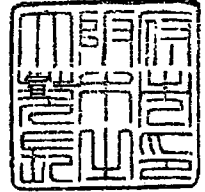




茨児第1599号
平成18年2月27日

茨木市情報公開審査会
会長 池田 敏雄 様

茨木市長 野村



弁 明 書

異議申立人 岩本 守 氏（以下「異議申立人」という。）が平成18年1月11日に提起した茨木市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定による非公開決定処分に係る異議申立てにつき、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

実施機関の決定は妥当であるとの決定を求める。

2 本件の経過

(1) 異議申立人は、平成17年12月26日、茨木市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第6条第1項の規定により、「公立保育所の民営化に関する庁内検討委員会、12月に開催されたこの委員会に提出された資料、議事録、関連資料の一切」（以下「本件文書」という。）の公開を請求した。

(2) 実施機関は、以下の公文書を公開することを決定し、条例第11条第1項の規定により、平成18年1月10日異議申立人に通知した。

○公開するとした文書

- 1 茨木市立保育所民営化検討委員会の開催について（通知）（平成17年12月22日開催）
- 2 茨木市立保育所民営化検討委員会（第3回）次第
- 3 茨木市立保育所民営化検討委員会（第3回）記録

(3) 実施機関は、以下の公文書を一部公開することを決定し、条例第11条第1項の規定により、その理由を次のとおり付して、平成17年12月27日異議申立人に通知した。

○部分公開とした文書

- 1 茨木市立保育所民営化検討委員会に対する要望書（平成17年12月2日付）

○部分公開とした理由

条例第7条第1号に該当

個人の氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため

(4) 実施機関は、以下の公文書を公開しないことと決定し、条例第11条第2項の規定により、その理由を次のとおり付して、平成18年1月10日異議申立人に通知した。

○非公開とした文書

茨木市立保育所民営化基本方針（案）（平成17年12月22日開催分）

○非公開とした理由

条例第7条第5号に該当

茨木市立保育所民営化基本方針（案）は、市立保育所の民営化についての市内部における検討段階の情報であり、最終的に意思決定された情報ではない。

市立保育所の民営化については、市民の関心も高く、検討段階の情報を公開すれば、市立保育所の民営化について不正確な理解や誤解を与えるおそれ及び市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

(5) 異議申立人は、平成18年1月10日付けの非公開決定処分を不服として、平成18年1月11日、当該処分の取り消しを求める異議申立を行った。

(6) 実施機関は、異議申立に対し、平成18年1月31日、条例第20条第1項の規定により茨木市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

(7) 審査会から実施機関に対し、平成18年2月13日、異議申立人に対し平成18年2月24日までに弁明書を提出するよう依頼があった。

3 弁明の理由

(1) 条例第7条第5号について

異議申立人が、「6. 異議申立の経過及び理由」の中で、平成16年9月から計6回開催された「公立保育所のあり方に関する懇談会」（以下「あり方懇」という。）に触れ、公立保育所の民営化問題が、「関係者はもちろん市民の間で、市政の最大の関心事になっている」と自ら認めているように、「本件文書」は、市民の最大の関心事であり、その動向に注視しているところでもあります。現に、「あり方懇」では、毎回傍聴者が増加し、設定した定員を超過するという事態が生じ、会場に入れぬ市民から苦情がでるほどの状態となり、13人の委員に対し、定員の約2.5倍の49人が傍聴するという状態で開催されたこともある。その懇談会では、事前に傍聴者へ配布した傍聴要領に注意書きとして「守るべき事項」で

